

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 篠 和生

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 井林 辰憲

環境大臣 笹川 博義

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

防衛大臣 小泉進次郎

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（
則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（

平成十六年 内閣府、総務省、法務省、
厚生労働省、財務省、文部科学省、
国土交通省、農林水産省、経済産業省、
令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	別表（第二条関係） 「一〇七十一 略」 七十一の二 文部科学省、農林水産省及び国土交通省 「七十二〇八十七 略」 八十七の二 農林水産省、国土交通省及び環境省 「八十八〇九十三 略」
改正前	別表（第二条関係） 「一〇七十一 同上」 「号を加える。」 「七十二〇八十七 同上」 「号を加える。」 「八十八〇九十三 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この命令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日（令和八年十一月 日）から施行する。